

財務会計システム構築等業務

業 務 仕 様 書

令和 8 年 9 月

岩手県競馬組合

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県競馬組合（以下「競馬組合」という。）が実施する「財務会計システム構築等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、競馬組合が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 業務名 | 財務会計システム構築等業務委託 |
| (2) 実施期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (3) 業務場所 | 岩手県盛岡市新庄字上八木田 10 岩手県競馬組合 |

本業務において、受託者が実施する業務は次のとおりである

- (1) 財務会計システムの導入
 - ① 予算編成
 - ② 執行管理
 - ③ 決算・決算統計
 - ④ 固定資産管理
 - ⑤ 財務書類作成
- (2) データセンターの構築

- (1) パッケージソフトの活用

本システムは、他自治体・競馬組合において運用実績のあるパッケージソフトを活用し、システムの安定稼働を確保するとともに、構築・保守・運用管理にかかるコストを削減するものである。

- ① システムの運用形態

- (ア) Web 方式のシステムを導入することとする。
- (イ) 導入システムについては、すべてのインターネット ASP 上のデータセンターで管理することとする。
- (ウ) システム利用クライアント台数は 50 台とする。
- (エ) パソコン・プリンタ及びネットワークは、既存の機器を利用すること。
- (オ) Windows11(64bit)に対応したシステムであること。
- (カ) Microsoft Edge で運用できること（IE モードも含む。）。

- (2) システムの仕様

別紙「財務会計システム機能仕様書」の記載内容を概ね満たすこと。

なお、受注者の標準パッケージ機能で実現できない場合は、運用による代替ではなく、受注者負担においてカスタマイズを行い対応させること。

(3) データセンターの仕様

① 基本要件

データセンターは、収容するシステムを安定して稼働する環境が確保できるものとし、費用面、運用及び管理、障害への耐性等の観点から最も適切である内容であること。

② 各種認証・設定について、下記の仕様を満たすこと。

ア JIS Q 27001 又は ISO/IEC27001 に基づく認証を取得していること。

イ 災害対策基本法指定公共機関に認定されていること。

ウ 国内法の適応を受けること（日本国内にあること。）。

③ 建物について、建築基準法に規定する耐火建築物であること。

④ セキュリティについて、サーバーラックには、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用していること。

⑤ 電気設備について、24 時間以上継続運転が可能な自家発電装置を備えていること。

⑥ 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること。

システム稼働に必要なマスタ構築を行うこと。システム運用など、他団体の事例等を踏まえた提案を行うこと。

また、職員教育などの導入支援（操作指導）を行うこと。それぞれの操作指導は、業務を行うタイミングや発注者が希望した時期に合わせて行い、導入まで十分な支援を実施すること。具体的な実施スケジュールについては、発注者と別途協議して決定するものとする。

(1) システムの利用可能時間

① 利用可能時間は、原則として、平日及び土日祭日を含む全日 24 時間対応とする。ただし、日次データバックアップの時間帯等はそれに含めない。

② メンテナンス等によりシステムを停止する時は、事前に発注者の許可を取り行うこと。

(2) システム保守の対応時間

① 対応時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとし、オンコール対応を行うこと。緊急対応を要する場合等においては、競馬組合の求めに応じて柔軟に対応すること。翌開庁日の運用停止が見込まれる場合は、対応時間外であっても必要に応じて対応すること。

② 保守の時間帯は原則として、競馬組合営業日の午前 9 時から 午後 5 時 30 分までとする。

③ 本稼働前までは構築業務内にて保守対応をすること。

(3) 保守内容

① システムの保守は、問い合わせ対応による保守とシステムの不具合等障害対応における保守を迅速に実施すること。なお、障害発生時に対応が必要な場合には、迅速に対応可能な体制をとること。

② システム稼働後は、システム使用者が適正かつ円滑に事務遂行できるように、操作方法の問い合わせに対応すること。

③ システムの技術上の問い合わせについて、専任のシステムエンジニアを配置すること。システム導入担当者が不在の場合でも、遅滞なくサポートできるよう複数人待機し対応できること。

- ④ システム稼働開始直後及び年度更新時期は、問い合わせ件数が増加することが見込まれるため、十分な体制を整備すること。
- ⑤ システムの修正プログラム適用やバージョンアップへの対応をすること。

- 
- (1) システム操作マニュアル一式
 - (2) その他必要なドキュメント等



本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする